

## 16歳以上の自転車交通違反で青切符交付へ

警察庁は、自転車の交通違反に対し、16歳以上を対象に反則金を科す、「青切符」を導入する方針を固めたと報道されました。

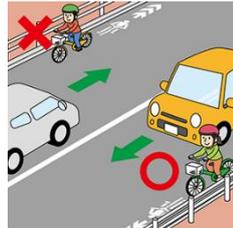
2024年1月以降に最終報告書がとりまとめられ、警察庁は道交法の改正案を2024年の通常国会に提出し2026年からの運用を目指しているということです。



導入される背景には、全国の交通事故の発生件数は年々減少している一方で、自転車が関係する事故の占める割合は増加傾向が続いているうえに、昨年、自転車が関係した死亡・重症事故のうち、およそ4分の3で自転車に違反行為がありました。このことから、自転車にも自動車やオートバイと同じように反則金を課す「青切符」により取締りが導入される方針が固められました。

「青切符」の対象となる違反は100余りあり、具体的には、

- ◆信号無視
  - ◆一時不停止
  - ◆右側通行などの通行区分違反
  - ◆自転車の通行が禁止されている場所を通ること
  - ◆遮断機が下りている踏切に立ち入ること
  - ◆ブレーキが利かない自転車に乗ること
  - ◆携帯電話を使いながら運転すること
- などがあります。



自転車は、便利な乗り物ですが、当然守らなければならない交通ルールがあります。中には自転車は、車じゃないから何をしてもいいと思っている人もいます。『みなさん、自転車の交通ルール知っていますか？』



研修センターでは、自転車の研修もしています。自転車の交通ルール、自転車の特性、安全な乗り方などの研修もあります。自転車通勤者が多い企業・団体さまの研修申込みをお待ちしております。

